

人種差別撤廃条約
第3回・第4回・第5回・第6回
政府報告
(仮訳)

平成20年8月

目次

	パラ番号
I. 総論	4-32
国土に関する情報.....	3
人口に関する情報.....	3
人権を擁護している一般的法的枠組.....	7-8
女性の状況に関する情報.....	9
アイヌの人々の現状.....	10-14
北海道アイヌ生活実態調査.....	10-11
北海道アイヌ生活向上関連施策等.....	12
アイヌの人々の人権擁護.....	13
「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及 及び啓発に関する法律」に基づく施策.....	14
在日外国人の現状.....	15-18
在日外国人の人権.....	19-20
在日韓国・朝鮮人.....	21-27
(1) 法的地位.....	22-23
(a) 再入国許可の有効期間の特例.....	23
(b) 上陸審査の特例.....	23
(2) 教育.....	24-25
(3) 児童・生徒等に対する嫌がらせ等の行為への対応.....	26
(4) 就労.....	27
難民の現状.....	28-32
(a) 難民の取扱い.....	28
(b) インドシナ難民の定住受入れ.....	29
(c) インドシナ難民及び条約難民の定住促進策 並びに第三国定住による難民の受入れ.....	30
(d) 生活状況.....	31-32
II. 第2条	33-35
国及び地方の公の当局及び機関による差別の禁止・ 私人間における差別の禁止.....	33-35
III. 第3条	36
アパルトヘイトの禁止.....	36
IV. 第4条	37-43

留保	37-38
流布、扇動、暴力の処罰化	39-40
情報分野における規制等	41-42
扇動団体の活動の禁止	43
V. 第5条	44-57
裁判所の前で平等な取扱いを受ける権利	44
苦情の調査のための措置に関する情報	45
人種差別の回避における法執行官と裁判所職員のトレーニングに関する情報	46-48
暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利	49
政治的権利	50
市民的権利	51
経済的、社会的及び文化的権利	52-55
公衆の使用を目的とする場所又はサービスを利用する権利	56-57
VI. 第6条	58-74
人権侵害の場合の救済、補償措置	58-62
司法機関による救済	58
法律扶助制度	59
行政機関による救済	60
行政不服審査法	61
出入国管理及び難民認定法	62
人権擁護機関の仕組み	63-64
法務省人権擁護局とその下部機関	63
人権擁護委員	64
人権擁護施策推進法・人権擁護推進審議会	65
裁判所の判決	66-68
「人種差別」の事例を扱う裁判所の判決に関する情報	66-68
人権擁護機関の活動	69-74
人権侵犯事件の調査・処理	69-70
人権相談	72-73
人権尊重思想の普及高揚	74
VII. 第7条	75-84
教育及び教授	75-76
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び	
「人権教育・啓発に関する基本計画」	77-79
法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動等	80-81

文化	82-84
アイヌ文化	82
国際文化交流	83
広報	84

別添 1. 地域別外国人登録者数の推移

別添 2. 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

別添 3. 被保護外国人数

人種差別撤廃条約第3回・第4回・第5回・第6回政府報告

I. 総論

1. 日本政府は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。)第9条の規定に基づき、第3回、第4回、第5回、第6回人種差別撤廃条約政府報告を提出する。この報告書は、日本政府が2000年1月に提出した第1回・第2回政府報告(CERD/C/350/Add.2)を更新したものであり、加えて基本的に第1回・第2回政府報告提出以降2008年3月までに我が国が人種差別の撤廃のためにとった措置等について記載している。

2. 我が国は、人種差別と戦うためあらゆる方策を講じている。国内最高法規である憲法に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、いかなる差別もない法の下での平等を保障している。我が国は、かかる憲法の理念に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現すべく努力してきており、我が国は、今後もいかなる差別もなく、一人一人が個人として尊重され、その人格を發展させることのできる社会をめざし、たゆまぬ努力を行っていきたいと考える。

国土に関する情報

3. 我が国の国土の総面積は37万7,907k m²であり、面積22万7,952k m²の本州、7万7,983k m²の北海道、3万6,736k m²の九州、1万8,298k m²の四国の4つの大きな島を含む6,852の島から成る。

人口に関する情報

4. 2005年10月1日現在、日本の総人口は、1億2,776万7,994人となっている。我が国では、人口を調査する際、民族性といった観点からの調査は行っていないので、日本の人口の民族構成については必ずしも明らかでない。一方、「和人」(注1)との関係において北海道に先住していたアイヌの人々は、現在も独自の言語、文化等を

有し継承等に努力しているなど民族としての独自性を保持しており、同地域におけるアイヌの人口は、2006年に北海道が実施した北海道アイヌ生活実態調査(注2)によれば、23,782人となっている。

5. 昨今、日本では、外国人登録者数が年々増加している(注3)。法務省の外国人登録者数の統計によれば、2007年末現在、我が国の各市区町村に登録されている外国人の数は215万2,973人(日本の総人口の1.69%)で、過去最高を更新している。この数は、5年前の2002年末に比べると30万1,215人(16.3%)、10年前の1997年末に比べ67万266人(45.2%)増加している。

国籍(出身地)別に見ると、中国(中国(台湾)、中国(香港)を含む)が最も多く(全体の28.2%)、次いで韓国・朝鮮(27.6%)、ブラジル(14.7%)となっている(別添1、2参照)。

6. 難民については、1981年の「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」という。)及び1982年の「難民の地位に関する議定書」(以下「難民議定書」という。)の締結に伴い、従来出入国管理令を改正して難民認定制度を新設し、法令の名称を「出入国管理及び難民認定法」に改称した。

我が国に難民認定制度が発足した1982年1月から2007年12月末までに、難民として認定された者は、451人である。

また、我が国では条約難民以外にもインドシナ三国(ベトナム、ラオス、カンボジア)から難民の定住を受け入れており、その数は2007年12月末で1万1,319人となっている。

人権を擁護している一般的法的枠組み

7. 我が国憲法において基本的人権が尊重されていることについては、第1回・第2回政府報告パラグラフ3、4、5参照。

8. 行政府にあって人権擁護を直接の目的としている人権擁護機関の仕組みについては、パラグラフ63、64、65(第6条)参照。

女性の状況に関する情報

9. 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、人権の擁護と男女平等等の実現を図り、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が

2001年に公布、施行された。同法は2004年に改正され、被害者の保護等にかかる職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍を問わずその人権を尊重しなければならない旨明記された。

また、同法は2007年に2回目の改正がなされ、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置等の努力義務を課す規定を設けるなど、地方公共団体の役割の強化が図られている。

アイヌの人々の現状

北海道アイヌ生活実態調査

(注:2006年の第6回調査において、それまでの「北海道ウタリ生活実態調査」から改称。)

10. アイヌの人々の生活の実態に関しては、これまで北海道庁により、1972年、1979年、1986年、1993年、1999年、2006年の6度にわたり、北海道アイヌ(1999年までウタリ)生活実態調査が実施された。2006年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査」によれば、アイヌの人々の生活水準は以下のとおり着実に向上しつつあるが、アイヌの人々が居住する地域における他の人々との格差は、なお是正されたとはいえない状況にある。

アイヌの人々の進学状況については、高校への進学率は93.5%、大学(短大)への進学率は17.4%となっており、進学率の推移をみると、高校及び大学への進学率は着実に向上しているが、まだ、アイヌの人々の住む市町村(以下「市町村」という。)での高校進学率98.3%、大学進学率38.3%⁰(パーミル)に比べると格差がみられる。

産業別就業者比率についてみると、第三次産業が最も多く41.1%、次いで第一次産業28.6%、第二次産業27.7%となっており、業種別にみると、漁業が20.1%で最も高く、次いで建設業18.0%、複合サービス・サービス業14.0%の順となっている。過去2回の調査に比べると、第一次、第二次産業へのへの就職者の比率が連続して減少し、第三産業への就職者の比率が増加する傾向となっている。また、これをアイヌ居住市町村の就業者と比較すると、第一次、第二次産業の就業者はどの業種においてもアイヌの就業者の割合の方が高く、一方、第三次産業の就業者は一業種を除く全ての業種でアイヌの就業者の割合の方が低くなっており、アイヌの人々の第一次、第二次産業への就業割合が高い状況にある。

アイヌの人々の生活保護の適用状況についてみると、保護率(対人口千人比、保護を受けている人の割合)は38.3%(パーミル)と、1999年の調査より1.1ポイント増加している。1972年調査では、アイヌの人々の住む市町村の保護率の6.6倍であったが、

1979年の調査では、3.5倍、1986年の調査は2.8倍、1993年の調査は2.4倍、1999年の調査は2.0倍、さらに今回は1.6倍と徐々にその格差が縮小している。この点については、地区道路や生活館等の生活環境改善のための施設整備事業、生産基盤の整備等の農林漁業対策、アイヌ民芸品の販路拡大を図るための中小企業振興対策、雇用促進及び技術習得等の対策を北海道ウタリ対策として実施しており、これら施策の総合的な効果が生活保護適用状況についての格差の縮小につながっていると思われる。

11. 同調査によれば、差別に関し、「物心ついてから今までの差別の状況」について、学校や就職、結婚等において差別を受けたことがある、又は、他の人が受けたのを知っていると答えた人が30.6%いる。

北海道アイヌ生活向上関連施策等

12. 北海道庁は、1974年から2001年まで、4次にわたり「北海道ウタリ福祉対策」、2002年から「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、上記の生活実態調査の結果等を踏まえつつ、教育、文化の振興、生活環境の整備、産業の振興等の施策を総合的に推進し、アイヌの人々の生活水準の向上と一般道民との格差の是正を図っている。例えば、進学状況等の格差を克服するため、高等学校及び大学に修学する者に対する入学支度金及び修学資金の助成(大学は貸付け)等を行い、進学を奨励している。

政府は、北海道庁が進めている右施策に協力し、これを円滑に推進するため、1974年政府部内に「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」(2002年に名称を「北海道アイヌ生活向上関連施策関係省庁連絡会議」に変更)を設置し、関係行政機関の緊密な連携の下に北海道アイヌ生活向上関連施策事業関係予算の充実に努めている。

2008年6月6日、我が国国会においてアイヌ民族に関する決議が全会一致で採択された。これを受けて、政府は官房長官談話を発出した。政府は官房長官談話に則って、政策を立案していく。また、政府は官房長官談話を踏まえ、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催することを決定した。

アイヌの人々の人権擁護

13. 第1回・第2回政府報告パラグラフ17参照。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(後述 VII. 第7条参照)において、人権課題の一つとしてアイヌの人々の人権に関する問題が掲げられており、法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統

に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化している。

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づく施策

14. 同法に基づく施策については、第1回・第2回政府報告パラグラフ 15 参照。

在日外国人の現状

15. 在留資格制度については、第1回・第2回政府報告パラグラフ 20 参照。

16. 2007 年末現在、在留の資格別にみると、外国人登録者数全体の 40.4%は特別永住者及び永住者、12.5%が「定住者」、11.9%が「日本人の配偶者等」となっている。

就労が認められている在留資格の外国人は、9.0%となっている。就労が認められている外国人の数は、2007 年末は 19 万 3,785 人で、前年に比し 15,004 人(8.4%)増加している。

出身地域別にみると、「興行」の 85.7%、「技術」の 91.6%、「技能」の 95.5%はアジア地域出身者が占めている。また、「教育」の 64.1%、「宗教」の 41.9%は北米地域出身者が占めている(注 4)。

17. 外国人労働者の受入れについては、1999 年 8 月に「第 9 次雇用対策基本計画」を閣議決定し、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。なお、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」としている。我が国で単純労働に従事する目的を有する外国人については、上述の方針に基づき原則として入国を認めていない。既に入国している者であっても、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に就労している者については、原則として国外に退去強制することとなるが、これらの者への賃金の不払い、労働災害(不法滞在者でも労働災害保険に基づく保護を受けることができる)などの事実が判明したときは、所要の救済措置がとられるよう関係政府機関が連携を図ることにより対処するなどしている。

18. 2008年1月1日現在の不法残留者数は、14万9,785人で、1990年7月1日時点10万6,497人であったものが、1991年及び1992年に激増し、1993年5月1日時点の29万8,646人をピークに一貫して減少しており、このピーク時に比べると約15万人の減少となっているものの、依然として高い水準で推移しているとみられる。また、2007年に退去強制手続を執った者は約4万5,500人であり、そのうち不法就労事実が認められた者は約3万7千人で、就労期間が「3年を超える」者が約1万8千人で、不法就労者の約49パーセントを占め、このうち「5年を超える」者は不法就労者全体の約32パーセントを占めるなど、依然として入管法違反者の多数が不法就労に従事し、就労期間の長期化、不法就労者の定着化の傾向が見られる。

不法就労者の増大は、出入国管理行政の適正な運営を阻害するにとどまらず、それらの者の弱みにつけ込んだ中間搾取、強制労働、人身取引等が行われるなど犯罪の温床ともなり、また人権侵害のケースも指摘されている。このため、不法就労を防止するために、事業主等に対する周知啓発、指導を行っているほか、関係省庁が連携の上、不法就労者の入国・就労に関与しているブローカー、暴力団関係者、悪質な事業主等の取り締まりを行っているところ、特に人身取引被害者を認知した場合には、関係機関との連携を図りつつ、被害者の迅速な保護に努めるなど、人権に配慮した取扱いを行うとともに、加害者に対する厳正な対応を行っている。

在日外国人の人権

19. 第1回・第2回政府報告パラグラフ27、28、29、30参照。

20. 「人権教育・啓発に関する基本計画」(後述 VII. 第7条参照)において、人権課題の一つとして外国人の人権に関する問題が掲げられており、法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化している。

在日韓国・朝鮮人

21. 日本に在住する外国人のうちの約4分の1を占める在日韓国・朝鮮人の大部分は、いわゆる日本の統治時代の36年間において(1910～1945年)種々の理由により我が国に居住することとなり、その間日本国籍を有していたが、第2次世界大戦後サンフランシスコ平和条約の発効(1952年4月28日)に伴い日本国籍を離脱し、その後引き続き日本に居住している者及びその子孫である。

在日韓国・朝鮮人は、朝鮮半島が韓国と北朝鮮に分かれている現状から、彼らの自由意思に基づき韓国籍を取得している者及びこれを取得していない者に大別され

る。

これらの者は、「特別永住者」として日本に在留しており、その数は、2007 年末現在 42 万 6,207 人にのぼる〔なお、「特別永住者」の総数は、43 万 229 人で、韓国・朝鮮の他、中国が 2,986 人いる。また、この他の国籍(出身地)の者もいる。〕。地域別では、約半数が大阪を中心として近畿地方に、次いで約 23%が東京都、神奈川県等関東地方に居住している。

なお、在日韓国・朝鮮人の日本の社会への定着、帰化が進んでいることもあり、特別永住者として在留する者の人数は毎年減少傾向にある。

(1) 法的地位

22. 在日韓国・朝鮮人の法的地位については、第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 39 参照。

23. 出入国管理特例法の優遇措置(第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 41、42、43)のうち、再入国許可の有効期間の特例及び上陸の審査の特例については、次のとおり。

(a) 再入国許可の有効期間の特例

特別永住者については、企業の駐在員等として海外で勤務したり、海外に留学する場合等を考慮し、再入国許可の有効期間については 4 年(特別永住者以外の外国人は 3 年。ただし、在留期限までの期間が 3 年に満たないときは、在留期限までの期間)を超えない期間が許される。日本国以外での再入国許可延長の期間については 1 年を超えず、かつ、当初の許可から 5 年(特別永住者以外の外国人は 4 年)を超えない期間とする特例を設けることによって、特別永住者が長期にわたり海外で生活する場合にも対応できるようにした。

(b) 上陸審査の特例

再入国許可を受けて出国した特別永住者が再入国する場合の入国審査官の上陸審査においては、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項に定める上陸のための条件のうち第 1 号の旅券の有効性のみを審査の対象とし、上陸拒否事由の該当性については審査しないこととすることによって、法的地位の安定化を図っている。

(2) 教育

24. 日本の公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れ、教育を受ける機会を保障している。

また、総合的な学習の時間の中で、国際理解教育の一環として、外国語会話、母文化教育等の学習も行うことが可能となっており、地域の実情、児童生徒の実態等に応じて、児童生徒の母語(マイノリティ言語)教育、母文化教育を実施することができるよ

うになっている。

更に、学校に入学した際、子どもたちが円滑に日本の教育を受けられるように、日本語指導、教師による支援、母語を話せる者による支援等、最大限の配慮をしている。

このほか、社会教育においても、青少年、成人、女性等を対象とした学級・講座等の中で、地域の実情に応じて韓国・朝鮮語、韓国・朝鮮文化等の国際理解に関する多様な学習活動が行われている。

25. 在日韓国・朝鮮人が日本の学校教育を受けることを希望しない場合は、その多くが韓国・朝鮮人学校に通学している。なお、韓国・朝鮮人学校については、その殆どが各種学校(注5)として都道府県知事の認可を受けているところである。

我が国では、1999年9月に規程を改正し、韓国・朝鮮人学校等の卒業者について、大学入学資格検定(2005年より「高等学校卒業程度認定試験」)の受験による大学入学資格の取得を可能にしたところであるが、さらに、2003年9月には、大学入学資格の弾力化のための制度改正を行い、我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設の課程を修了した者に、大学入学資格を認めることとした。東京韓国学校も当該教育施設として位置づけられており、これらを卒業した者には大学入学資格を認めている。

また、同改正により、大学の個別審査により個人の学習歴等を適切に審査して高校卒業と同等以上の学力があると認められる者については、韓国・朝鮮人学校卒業者を含め、大学入学資格を認めることとした。

(3) 児童・生徒等に対する嫌がらせ等の行為への対応

26. 2002年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮側が拉致事件の事実を正式に認めたこと等から、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ等の行為が発生したため、全国の法務局・地方法務局では、各地で啓発ポスターを掲示したり、JRの駅頭や繁華街等において啓発パンフレットや啓発物品を配布する等の啓発活動を実施したほか、嫌がらせ等に対する人権相談等を通じて適切な措置を講じた。

また、2006年7月、北朝鮮によりミサイル発射が行われたとの報道がされた際、及び2006年10月、北朝鮮により核実験が行われたとの報道がされた際にも、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ等の行為が発生したため、同様に適切な対応を実施した。

(4) 就労

27. 第1回・第2回政府報告パラグラフ49、50参照。

難民の現状

(a) 難民の取扱い

28. 我が国は、1981年の難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び1982年の難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）の締結に伴い、従来の出入国管理令を改正して出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）とし、難民認定制度を新設して1982年1月から実施している。また、2005年5月には、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を図るため仮滞在を許可する制度を創設することとしたほか、難民認定手続の公平性、中立性を高める観点から第三者を異議申立ての審査手続に関与させる難民審査参与員制度を創設する等新しい難民認定制度を含む改正入管法が施行されており、難民認定申請が行われたときは、難民条約第1条及び難民議定書第1条の難民の定義に該当するか否かにつき適正な判断を行い、これら条約に規定された義務を誠実かつ厳正に履行している。

難民として受け入れた後の待遇については、難民条約に従い、職業、教育、社会保障、住宅等において各種の保護及び人道的援助が与えられている。

2007年12月末までの難民認定事務の処理状況は以下のとおり。

受理		5,698
審査結果	認定	451
	不認定	3,608
	取下げ等	584

(b) インドシナ難民の定住受入れ

29. 我が国におけるインドシナ難民の定住受入れは、1978年より我が国に一時滞在中のベトナム難民について定住を許可することから始まった。次いで、1979年よりアジア諸国に滞在中のインドシナ難民についても定住許可の対象とし、その後、2度に亘り定住許可条件が緩和され、インドシナ三国における政変前に留学生等として日本に滞在中の者や合法出国計画（ODP: Orderly Departure Program）に基づくベトナムからの家族呼び寄せによって入国する者についても、定住が許可されることとなった。我が国が定住を受け入れたインドシナ難民は、2005年12月末で1万1,319人となっている。

なお、ODPに基づくベトナムからの家族呼び寄せについては、インドシナ三国の政情が安定した等の理由から、2006年3月末日をもって申請受付を終了することとし

た。

受入区分 国別	定住者総計	国内の一時 滞在施設	国外の一時 滞在施設	元留学生等	ODP
ベトナム人	8,656	3,536	1,826	625	2,669
ラオス人	1,306	-	1,233	73	-
カンボジア人	1,357	-	1,313	44	-
計	11,319	3,536	4,372	742	2,669

2005年12月末現在

(c) インドシナ難民及び条約難民の定住促進策並びに第三国定住による難民の受入れ

30. 政府は、1979年の閣議了解によって、インドシナ難民の日本への定住促進のため、日本語教育、職業訓練、就職あっせんなどを行うことを決定し、これらの業務を財団法人アジア福祉教育財団に委託することとした。それを受け、同財団では、難民事業本部を同財団内に設置、引き続き姫路(兵庫県)定住促進センター(1996年3月閉鎖)、翌1980年には大和(神奈川県)定住促進センター(1998年3月閉鎖)、1982年には大村(長崎県)難民一時レセプション・センター(1995年3月閉鎖)を設置した。また、1983年には、東京都に国際救援センターを開設した。開設以来の実績としては、2005年12月末現在で、合計で入所者1万1,523人となっている。

また、同様に入管法に基づき難民と認定された条約難民についても、2002年8月7日の閣議了解に基づき、関係各省庁が各種援護措置を講じることとされ、2004年度から職業相談・就職指導、職業紹介等インドシナ難民と同様の援護措置を計25名に対して国際救援センターにおいて実施した。2006年4月からは、新たに条約難民の定住支援施設「RHQ支援センター」において、日本語教育、生活ガイダンス、職業相談等の定住支援を開始することとした。

我が国は難民施策に関係を有する関係省庁(難民対策連絡調整会議構成省庁)により、2007年9月に難民の第三国定住受入れに関する勉強会を立ち上げ、第三国定住の概要及び諸外国の取組状況等を把握し情報を共有するため、継続的に勉強会を行っており、現在は、第三国定住受入れの枠組み、定住支援策等を含め様々な角度から十分な議論を行っている。

(d) 生活状況

31. 2000年のインドシナ難民の定住状況調査のアンケート(財団法人アジア福祉教

育財団難民事業本部実施)によると、比較的順調に定住が進んでいるといえるが、日本語困難者の割合は 35%に達する結果も出ているところである。また、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部が行っている定住支援・生活相談等を通じてインドシナ難民の定住状況を見ると、来日して以降の年月の経過に伴い、難民1世の高齢化による問題等が出てきているが、日本社会への定住状況は安定している。就職状況は、我が国経済は回復傾向にあるものの、中小の製造業などの雇用回復にまでは至っておらず、インドシナ難民への求人が、十分満足のいくものとは言えないところもある。このような状況を踏まえ、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部では、インドシナ難民に対する理解の促進と雇用の一層の促進を目的に、毎年 11 月を「日本定住難民雇用促進月間」と設定しているほか、雇用主懇談会を各地で開催しており、(c)で言及したセンターの修了者については、就職希望者に対して、就職の促進を図っている。職種は、プラスチック・ゴム成型、金属加工、電気・機械器具・自動車組立、食品製造等が大部分を占めている。

32. このように、我が国の定住インドシナ難民及び条約難民の多くは、雇用主、地域社会の理解と支援に支えられて比較的順調に職場や地域社会に適応していると考えられる一方、定住難民の数が次第に増加していく中で、中には言語、習慣等の違いから日常生活において様々な問題に直面しているケースもみられる。このような状況を踏まえ、難民事業本部では、複雑化・専門化する相談内容と本人、その家族及び事業主等に対する綿密かつ長期間にわたる相談・指導に対応するため、「難民相談員」を本部及び国際救援センター(2006年4月以降は、条約難民を主対象とする定住支援施設である「RHQ支援センター」)に配置し、引き続き生活相談、就労支援を実施している。

この他、インドシナ難民及び条約難民の円滑な定住にとって地域住民の理解と協力は不可欠であることから、同財団では、毎年「日本定住難民とのつどい」を開催し、地域住民との交流による相互理解の増進に努めているところである。

さらに一時庇護・難民認定申請者に対しても難民認定申請の結果が判明するまで、生活費、住居費(一時的な居住施設の提供を含む)、医療費の支援を必要に応じて行っている。

II. 第2条

国及び地方の公の当局及び機関による差別の禁止・私人間における差別の禁止

33. 差別の禁止に関する憲法上及び法律上の規定については、第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 59、60、62 参照。

34. 法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程及び人権擁護委員法に基づき、人種差別を含む人権侵害につき所要の調査を行い、事案に応じて適切な措置がとられている(後述 VI. 第 6 条参照)。

なお、2003 年 10 月に廃案となった人権擁護法案では、人種、民族等を理由とする不当な差別的取扱い及び差別助長行為を明文で禁止し、これらの人権侵害に対しては、独立性を有する人権委員会が簡易・迅速・柔軟に救済を図ることとし、現行の制度に比べ、より実効的な人権救済制度を構築することとしている。

現在、法務省において、人権擁護法案について、引き続き検討を行っている。

35. 警察は、犯罪捜査等の人権にかかわりの深い職務を行っていることから、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」(2000 年国家公安委員会規則第 1 号)において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。

新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施している。

犯罪捜査、留置業務、被害者対策等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

III. 第 3 条

アパルトヘイトの禁止

36. 我が国にはアパルトヘイトは存在しない。かかる政策を行うことは人種等による差別なく法の下での平等を保障する憲法 14 条第 1 項により禁止されている点は、第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 67 のとおりである。

IV. 第 4 条

留保

37. 我が国が第 4 条(a)及び(b)に関して付している留保及びその理由については、第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 72、73、74 参照。

38. 第 4 条の定める概念は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があり、それらのすべてにつき現行法制を越える刑罰法規をもって規制することは、その制約の必要性、合理性が厳しく要求される表現の自由や、処罰範囲の具体性、明確性が要請される罪刑法定主義といった憲法の規定する保障と抵触する恐れがあると考えたことから、我が国としては、第 4 条(a)及び(b)について留保を付することとしたものである。

また、右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない。

我が国は、人種差別撤廃委員会より、第 1 回・第 2 回政府報告を受けて出された最終見解で、第 4 条(a)及び(b)に付した留保を撤回する方向で見直すことを検討するよう奨励する旨の勧告を受けたが、以上の理由により撤回することは考えていない。

流布、扇動、暴力の処罰化

39. 第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 76 から 80 参照。

40. 「いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するすべての暴力行為」に関して、前回報告したとおりであるが、その後、2004 年の刑法改正により、暴力行為として集団強姦罪(第 178 条の 2)を新設したほか、殺人罪(第 199 条)、傷害罪(第 204 条)、強盗罪(第 236 条)等の法定刑を引き上げた。

情報分野における規制等

41. 我が国の放送法の規定については、第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 85 参照。

42. 総務省は、電気通信事業者団体が作成した、インターネット上の人種差別を含む

違法・有害情報への対応に関する「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」及び「インターネット接続サービス契約約款モデル条項」(社団法人テレコムサービス協会策定)並びに「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」(社団法人電気通信事業者協会策定)等の周知活動を前回報告以降も引き続き支援している。

また、インターネット上の権利侵害情報について、プロバイダ等が当該情報を放置又は削除した場合の責任を制限する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)(2002年5月施行)の運用に努めている。

特に、電気通信事業者団体等で構成される協議会により、プロバイダ等の行動指針としてプロバイダ責任制限法の施行に併せて策定された「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が2004年10月に改定され、一定の重大な人権侵害事案について、法務省人権擁護機関が権利侵害情報の削除依頼を行う手続等が新たに盛り込まれたが、総務省は本ガイドラインの周知活動の支援等を行っている。

さらに、2005年8月から、学識経験者、電気通信事業者団体等で構成される「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討を行っている。

扇動団体の活動の禁止

43. 第1回・第2回政府報告パラグラフ88、89、90参照。

V. 第5条

裁判所の前で平等な取扱いを受ける権利

44. 第1回・第2回政府報告パラグラフ91、92参照。

苦情の調査のための措置に関する情報

45. 当事者等から「裁判所において差別的な取扱いを受けた」という苦情があった場合の調査のために特別に用意された制度は存在しないが、当事者等からそのような

苦情の申し出があった場合は、司法行政上の監督権に基づき、職員などから必要な調査が行われているものと承知している。

その調査の結果、必要であれば、司法行政上の監督権に基づいて、当該行為を行った職員に対し、当該行為の是正等を命じ、勧告注意を与え、さらには懲戒手続といった措置がとられることになる。ただし、裁判所の民事訴訟法や刑事訴訟法上の行為等、裁判事務の取扱方法に対しての不服は、各手続法に定める不服申立の手段によってその是正が求められるべきであるから、原則として司法行政上の監督権の対象とならず、したがって、その職員に対して特段の措置がとられることはない(もともと、裁判事務の取扱方法であっても、それが明らかに法令に違反し、または裁判官に与えられた自由裁量の範囲を逸脱した場合には、これに対し司法行政の監督権が及ぶ余地はあるものと承知している。)

人種差別の回避における法執行官と裁判所職員のトレーニングに関する情報

46. 警察職員については、パラグラフ 35 参照。

47. 検察庁職員については、以下のとおりである。

我が国においては、検察官、検察事務官は、犯罪の捜査、公訴の提起、公判の遂行、刑罰の執行という職務を担っており、人権に対する格別の配慮が求められるところ、検察官・検察事務官任官時の教育、一定の職務経験を経た後の研修において、人権に関する教育を積極的に実施している。研修は、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」等の、日常の業務に密接に関わる事項についての講義・討論から、「国際人権関係条約」等の題目の講義にまで及び、幅広く人権問題に関する知識の醸成と意識の向上を図っている。

48. 裁判所職員については、以下のとおりである。

(a) 裁判官関係

裁判官の研修及び司法修習生の修習をつかさどる司法研修所においては、裁判官の研修カリキュラムに人権問題に関する講義が設けられており、例えば、刑事手続と人権の問題、女性や児童の権利の問題、DV問題、同和問題、外国人の人権の問題、国際人権条約等の国際人権法にかかわる問題等をテーマとした講義が実施されているものと承知している。また、司法修習生の修習カリキュラムについても、人権に関する講義等が設けられているものと承知している。

(b) 裁判官以外の裁判所職員関係

裁判官以外の裁判所職員の研修をつかさどる裁判所職員総合研修所(2004年4月以前は裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所)においては、同職員の研修カリキュラムに基本的人権の保障、DV問題等をテーマとした講義が設けられているものと承知している。

暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利

49. 我が国では、次のとおり人種、民族等の差別なく、暴力や傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利が保障されている。

憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(中略)最大の尊重を必要とする。」(第13条)、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」(第18条)、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」(第31条)と規定して、身体の安全を最大限尊重するとともに、第14条において平等原則を定めている。

刑法は、騒乱罪(第106条)、強姦罪(第177条)、集団強姦罪(第178条の2)、殺人罪(第199条)、傷害罪(第204条)、暴行罪(第208条)、凶器準備集合罪(第208条の3)、逮捕監禁罪(第220条)、強盗罪(第236条)等の罪を規定しているほか、暴力行為等処罰に関する法律をはじめとする特別法においても暴力的行為に関する罪を規定し、暴力や傷害を処罰している。そして、これらの罪は、被害者の人種、民族等の差別なく等しく適用されている。

政治的権利

50. 第1回・第2回政府報告パラグラフ102から106参照。

市民的権利

51. 第1回・第2回政府報告パラグラフ107から120参照。

経済的、社会的及び文化的権利

52. 職業選択の自由、労働条件等、労働組合の結成・加入は、第1回・第2回政府報告パラグラフ121から127参照。ただし、同報告のパラグラフ126における「労働基準局」は「労働局等」と読み替えるものとする。

53. 住居に関し、第1回・第2回政府報告パラグラフ128、129、130、131参照。なお、2004年の独立行政法人都市再生機構法の施行により、住宅・都市基盤整備公団法が廃止されたところ、住宅・都市基盤整備公団法を独立行政法人都市再生機構法と改める。

54. 公衆の健康、医療、社会保障、社会サービスは、第1回・第2回政府報告パラグラフ132、133、134、135参照。

また、社会福祉の増進を図るため、援助を要する者の相談に応じ、支援を行うこと等を職務とする民生委員については、民生委員法第15条においてその職務を遂行するに当たっては、人種、信条、性別等による差別的取り扱いを行ってはならないことになっている。

なお、2006年度の被保護外国人数は48,418人となっている。詳細は別添3参照。

55. 我が国に居住する外国人児童・生徒の、我が国の公立義務教育諸学校・高等学校等への就学についての取扱いは、第1回・第2回政府報告パラグラフ138、139、140参照。

外国人については、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助等を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。さらに、日本語指導等に対応した教員の学校への配置や、保護者向けの就学ガイドブックの配布などを行うとともに、有識者による会合を開催し、外国人児童生徒教育の充実方策について検討している。

また、外国人が我が国の生活環境に適応し、社会の一員として日本人と同様の住民サービスを楽しむことができるようにするため、2007年度から、日系外国人等を活用した日本語教室の設置、日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者の養成、外国人児童生徒の母国政府等との協議会の開催、及び外国人児童生徒の就学支援や日本語指導の体制の構築のためのモデル事業などからなる「外国人の生活環境適応加速プログラム」を行っている。

なお、インターナショナル・スクールなどの外国人学校は、その一部が各種学校として都道府県知事の認可を受けているところであり、その自主性は尊重されている。

公衆の使用を目的とする場所又はサービスを利用する権利

56. ホテル、飲食店、喫茶店及び映画館の利用における平等な取扱いについては、利用者又は消費者の利益を擁護するため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び

振興に関する法律に基づき、生活衛生営業指導センターにおける苦情処理体制の整備等の措置が講じられている。

特に、ホテルについては、旅館業法上、宿泊しようとする者が特定の人種・民族であることのみを理由として宿泊を拒否することは認められていない上、国際観光ホテル整備法施行規則において、宿泊料金、飲食料金その他の登録ホテル・旅館において提供するサービスについて、外客間又は外客とその他の客との間で不当な差別的取扱いが禁止されている。

57. また、運送機関の利用における平等取扱いについては、鉄道営業法、鉄道事業法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法、海上運送法、港湾運送事業法、及び航空法において、それぞれ特定の利用者に対する 不当な差別的取扱いが禁止され、また、法律ごとに制度は異なるが、例えば特定の利用客に対して差別的取扱いをする業者による運賃及び料金の認可申請を認可しない、あるいは運送が公序良俗に反する等以外の場合には運送を拒絶してはならない等の規定がおかれている。

VI. 第 6 条

人権侵害の場合の救済、補償措置

司法機関による救済

58. 第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 146、147、148、149 参照。

なお、我が国の国家賠償法が相互主義を採用している(国家賠償法第 6 条)のは、国際社会における国家間の主権平等の原則を基礎とするものであり、この法理は、国際的にも認められた法理である。

また被害者である外国人の本国において、日本人に対して国家賠償が全く認められない場合に、我が国においてその外国人のために国家賠償が認められることとなると、日本国民が不当な差別を受ける結果にもなることから、現行の相互主義は、むしろ内外国人の実質的平等を図っているということもできると考えられる。

したがって、国籍に基づく差別は本条約の対象とならないことから、国家賠償法第 6 条の相互主義の下で、我が国の国民に国家賠償を認めない国を本国とする外国人が国家賠償法の適用を受けない場合があり得るとしても、人種差別撤廃条約との関係で問題は生じないものと考えている。

法律扶助制度

59. 第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 151 参照。

2000 年 4 月 20 日の第 147 回通常国会において、民事法律扶助事業の適正な運営を確保し、その整備及び発展を図ることを内容とする民事法律扶助法が成立し、2000 年 10 月 1 日から施行された。同月 18 日には、同法第 5 条の規定に基づき、民事法律扶助事業を行う者として財団法人法律扶助協会が指定され、以後、同協会が指定法人として民事法律扶助事業を実施している。法律扶助件数は、年々増加する傾向にあり、2004 年度においては、51,463 件である。

また、2004 年 5 月 26 日、総合法律支援法が成立し、同年 6 月 2 日公布された。この法律に基づき新設された日本司法支援センターが、2006 年 10 月、同協会から民事法律扶助事業を承継した。

行政機関による救済

60. 我が国では、パラグラフ 61(行政不服審査法)・62(出入国管理及び難民認定法)のような措置を講じて、人種差別行為が行われた場合の効果的な保護又は救済を求める権利をすべての者に対し等しく保障している。なお、行政機関からされた処分につき、行政機関による以下の救済手続によってもなお当該処分に不服のある場合には、我が国の司法制度上、裁判所に対して、当該処分の取消しを求める等の訴えを提起することにより、司法上の救済を求めることも可能である(行政事件訴訟法第 3 条参照)。

行政不服審査法

61. 第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 153 参照。

出入国管理及び難民認定法

62. 出入国管理及び難民認定法上、下記の不服申立て制度があるので、この制度の対象外国人は、処分が人種、民族等の相違に基づく差別であると考えられる場合には、これらの不服申立ての中で、その不当性を主張し再考を求めることができることとなっている。

(1) 上陸手続(特別審理官から上陸条件に適合していないと認定された外国人の法

務大臣に対する異議の申出)

- (2) 退去強制手続(入国審査官から退去強制事由に該当すると認定された外国人の特別審理官に対する口頭審理の請求, 更に特別審理官から入国審査官の認定に誤りがないと判定された外国人の法務大臣に対する異議の申出)
- (3) 難民認定手続(難民の認定をしない処分又は難民認定の取消処分を受けた外国人の法務大臣に対する異議の申立て)

なお, 法務大臣が難民認定手続における異議申立てに対する決定をするに当たっては, すべての案件について難民審査参与員の意見を聞かなければならないとされている。

難民審査参与員は, 法曹, 学識経験者, NGO等, 幅広い分野から中立的な立場にある有識者が選ばれており, 異なる専門分野出身の3名が一班を構成して案件の審査を行っている。

難民審査参与員制度は, 2005年5月から施行されたが, 現在に至るまで, 法務大臣が難民審査参与員が提出した多数意見と異なる判断を行った事例はない。

人権擁護機関の仕組み

法務省人権擁護局とその下部機関

63. 第1回・第2回政府報告パラグラフ 155 参照。

人権擁護委員

64. 第1回・第2回政府報告パラグラフ 156、157 参照。

人権擁護施策推進法・人権擁護推進審議会

65. 1996年12月に成立した人権擁護施策推進法に基づき1997年3月に法務省に設置された人権擁護推進審議会は, 1999年7月、人権教育・啓発に関する施策の推進に関する基本的事項について答申し, また2001年5月に人権救済制度の在り方について, 2001年12月に人権擁護委員制度の改革について答申した。政府は, これらの答申を受けて, 2002年3月、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し, 政府から独立性を有する人権委員会の下で, 人権侵害による被害の実効的な救済と人権

啓発の推進を図ることを目的とする人権擁護法案を国会に提出したが、同法案は2003年10月、衆議院が解散したことに伴って廃案となった。現在、法務省において、上記答申を踏まえた法案について、引き続き検討を行っている。

裁判所の判決

「人種差別」の事例を扱う裁判所の判決に関する情報(2000年1月～2007年12月)

66. 一般の民事事件で「人種差別」が認められた裁判例として、以下のものがある。

(a) 2002年11月11日 札幌地方裁判所判決

公衆浴場を経営する事業者が、外国人であることを理由に、外国国籍を有する者や日本に帰化した者の入浴を拒否したことは、憲法14条1項、国際人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、違法な人種差別に当たるとして、事業者の不法行為責任が認められ、精神的苦痛に対する慰謝料の損害賠償が認容された。

(b) 2003年6月26日 東京地方裁判所判決

刑務官が、イラン人受刑者に対して人種差別発言(「イラン人はみなウソつきばかりだ」)をしたことが、侮辱に当たり、違法であると判示された(ただし、人種差別発言を原因とする国家賠償請求権については、消滅時効により消滅しているものとして認められず、その余の不法行為について、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の損害賠償が認容された。)

(c) 2007年10月2日 京都地方裁判所判決

賃貸マンションの所有者が、入居予定者が日本国籍を有していなかったことを理由として賃貸借契約の締結を拒絶したことにつき、入居予定者に対する不法行為責任を認め、精神的苦痛に対する慰謝料請求が認容された。

67. 一般の民事事件で「人種差別」に言及しているが、これが認められなかった裁判例として、以下のものがある。

(a) 2002年6月27日 札幌地方裁判所判決

被告らが出版した書籍にアイヌ民族に対する差別表現が記載されていることが、アイヌ民族である原告らが有する民族的少数者としての人格権や名誉等を侵害するとして、不法行為に基づく慰謝料等の損害賠償請求が求められたのに対し、民族的少数者としての人格権は不法行為に基づく損害賠償請求等による法的救済の対象とは

ならないし、書籍の記述により原告ら個人の社会的評価が低下したとは認められないなどとして、請求が棄却された。

(b) 2002年8月29日 東京高等裁判所判決

銀行が永住資格のない外国人の住宅ローン融資申込みを拒絶したことについて、住宅ローンの貸付期間が相当長期にわたることからすれば、永住資格の有無を判断基準とすることには合理性があり、人種差別撤廃条約に違反する不当な人種差別には当たらないとして、民法709条、710条に基づく損害賠償請求が棄却された。

(c) 2002年1月23日 東京高等裁判所判決

被告らが、ゴルフクラブへの外国人の入会を制限する旨の理事会決議に基づき、外国人である原告への会員権の名義書換を拒否したことについて、人種差別撤廃条約の下においても結社の自由の重要性を否定することはできず、私人である社団ないし団体は、原則として自由に構成員の加入条件を決定することができるのであって、ゴルフクラブがゴルフを楽しむための単なる私的な社団であること等にかんがみれば、上記決議は民法90条に違反する違法性を有する行為とはいえないとして、決議の無効確認請求等が棄却された。

(d) 2007年2月23日京都地方裁判所判決

旧国民年金法において国籍条項を設け、日本国籍を有しない者を同年金の被保険者から除外していたことが国際人権規約、憲法14条1項及び国際慣習法に違反しているとはいえず、同法の改正過程で国籍条項を削除した際に経過措置・救済措置を執らなかったことが国際人権規約、憲法14条1項に違反しているとはいえず、国家賠償法上も違法とはいえないとして、精神的苦痛に対する慰謝料請求を棄却した。

(e) 2007年12月18日大阪地方裁判所判決

日本国籍を有しない原告が、賃貸住宅の入居に関して国籍又は民族性を理由とする差別を受けて精神的苦痛を被ったことについて、これは被告(地方公共団体)が人種差別を禁止する条例を制定していないことによるものであり、同不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張し、慰謝料等の支払を求めた事案において、人種差別撤廃条約2条1項柱書き及び同項(d)の規定は、私人間の人種差別を禁止し、終了させるための立法措置を執ることについて、個別の国民に対する締約国の具体的作為義務を定めたものであると解することはできないとして、請求を棄却した。

68. 労働事件において、原告が人種による差別を主張している裁判例として、以下のものがある。

(a) 2005 年 3 月 29 日 東京地方裁判所判決

外国人の記者である原告が、勤務先の新聞社との労働契約に 1 年という期間の定めがあることについて、外国人に対する国籍ないし人種を理由とする差別的取扱いであるとして、無効を主張したが、本件労働契約は、期間の点のみに着目すれば、定年までの継続雇用を前提とした日本人の正社員の労働契約よりも不利といえるものの、英文で書く記者という専門職としての雇用であることから、賃金の面では相当優遇されていることを考慮すると、期間の定めが設けられていることが専ら原告の国籍や人種を理由とするものであるとはいえないとされた。

(b) 2004 年 12 月 24 日 東京地方裁判所判決

インド国籍のシステム・エンジニアが、外資系証券会社の営業譲渡を受けた勤務先の会社から、経営方針の変更により、譲渡前の会社と締結していた有期雇用契約の期間の途中で解雇されたのは、人種差別等によるもので、解雇権濫用に当たるとして慰謝料を請求したが、人種差別等の不法行為は存在しないとして、請求が棄却された。

(c) 2003 年 8 月 29 日 東京地方裁判所判決

中国出身のコンピュータ技術者である原告らの勤務先の被告会社が、原告らに対し、深夜・休日出勤を日常的に強いたり、有給休暇の取得などを禁ずるなど、日本人従業員に比べて差別的取扱いをしたとしてされた不法行為に基づく損害賠償請求につき、外国人労働者である原告らが自らで権利実現が困難であることを奇貨として意図的に原告らの権利行使を妨げようとしたに等しいとして、不法行為責任が一部認容された。

(d) 2002 年 10 月 31 日 熊本地方裁判所判決

県立大学の非常勤特別職である外国人外国語教員が、県に対し、任期を 1 年としたのは、人種差別撤廃条約に違反して無効であり、一方的に雇用契約更新を拒絶することは合理性のない外国人差別であるとして、同大学の外国語教員としての地位確認を求めたが、外国人のみが非常勤特別職に任用されていたものではなく、勤務条件の違いは任用形態に基づく違いであり、国籍による差別ではないなどとして、請求が棄却された。

人権擁護機関の活動

人権侵犯事件の調査・処理

69. 人権擁護機関が取り扱う人権侵犯事件の「人権侵犯」とは、不当な差別・虐待等の人権侵害行為を指し、人種差別行為は「人権侵犯」の対象となっている。

人権が侵害されているかどうかの調査は、関係者からの申告があった場合のほか、新聞、雑誌及び関係行政機関からの情報提供等により人権侵害の疑いのある事実を認知した場合にも開始する。

70. 2004年4月に、迅速・柔軟・適正な調査救済活動ができるよう、人権侵犯事件調査処理規程を全面的に改正し、これに基づき、人種差別行為を含む、人権侵犯事案を認知した場合は、速やかに救済手続を開始することとし、関係行政機関と連携を図りつつ所要の調査を行うこととしている。調査の結果、人種差別等の人権侵害の事実が明らかになった場合には、加害者に対してそのような行為を止めるよう勧告・説示し、被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置をとるよう要請するなど、事案に応じた様々な措置を講じて被害者を救済するとともに、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして、人種差別行為の再発防止に努めている。

71. 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、2007年は21,506件となっている。その内、外国人が、外国人であることを理由として受けた不当な差別に関する人権侵犯事件数は、115件である。

なお、2007年に処理した人種、民族に対する差別事例として、以下のような事案がある。

(a) 賃貸アパートの仲介業者が、客の外見が外国人のようであることのみを理由として、賃貸借契約の仲介を拒否した事案。法務省の人権擁護機関は、本件調査の過程から、当該取扱いは合理的でないとして、仲介業者に説示を行なった。(処理結果：説示)

(b) 食品会社が、営業担当者として採用が決まっていた在日韓国人に対し、同人が在日韓国人であることを理由に採用内定を取り消した事案。法務省の人権擁護機関は、本件調査の過程から、在日韓国人に対する差別的取扱いであるとして、社長に説示を行った。(処理結果：説示)

人権相談

72. 法務省の人権擁護機関では、外国人に関する人権問題については、英語や中国

語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方方法務局に設置し、各種人権相談に応じているほか、外国人であることを理由としたアパート等への入居拒否、飲食店や公衆浴場への入店拒否・入場拒否等、外国人をめぐる各種の人権侵害について、人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、事実関係を調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

73. 外国人に関する人権相談事例としては、就職差別に関するもの、日本人である配偶者との離婚に関するもの、近隣住民とのトラブルに関するもの等があった。

人権尊重思想の普及高揚

74. パラグラフ 80、81(第 7 条)を参照。

VII. 第 7 条

教育及び教授

75. 第 1 回・第 2 回政府報告パラグラフ 169、170 参照。

更に、大学及び短期大学においては、その自主的な判断により、様々な人権に関する講座・科目等が全国で設けられており、人権に関する学生の知識と理解が深められている。

学校における国際理解教育については、各教科、道徳、特別活動に加え、「総合的な学習の時間」において、取り組めるようにしたところである。また、国際理解教育を推進するため、国際理解教育指導事例集(小学校編)の作成・配布を行った。

76. 学校において児童生徒に基本的人権尊重の精神を正しく身につけさせるとともに、異なる人種、民族について理解を深め人種・民族に対する差別や偏見をなくすことは重要であるとの認識にたち、学校の教育活動全体を通じた人権に配慮した教育を行うことを一層推進することとしている。

文部科学省においては、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図るための人権教育研究指定校等の事業を実施してきているところである。

また、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において、学校における人権教育を推進するため、指導方法の望ましい在り方等について調査研究を行い、

2004年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」、2006年1月に「第二次とりまとめ」、2008年3月には「第三次とりまとめ」をとりまとめたところである。

さらに、独立行政法人教員研修センターにおいて、人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修を実施している。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」

77. 我が国では、2000年11月、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責任を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が制定された。

78. 人権教育・啓発推進法は、国に対し、人権教育及び啓発の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定することを義務付けており、政府は、これに基づき、2002年3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定して策定した。同基本計画は、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を示している。

79. また、同基本計画は、アイヌの人々及び外国人などをめぐる人権課題につき、偏見や差別の解消に向けた取組を積極的に推進することとしており、これに基づいた取組が実施され、その取組状況は、「人権教育・啓発推進法」第8条に基づき、毎年、国会に白書として報告されている。

法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動等

80. 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために、啓発冊子・パンフレット・ポスター等の作成・配布、講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアやインターネットを活用した啓発活動など様々な手法による啓発活動を実施している。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。人権週間においては、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」等を強調事項として掲げ、人権週間を中心に全国を通じて、様々な啓発活動を集中的に実施している。

また、全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日(1949年6月1日)を記念して、毎年6月1日を人権擁護委員の日と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及・高揚のため、全国的な啓発活動を行っている。

81. 法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環として、学校における啓発活動も行っている。例えば、1982年度から主に小学生に対して、花を育てることを通じて生命の尊さや思いやりを育てる「人権の花運動」を行っている。中学生に対しては、人権を題材にした作文コンテストが行われており、2007年度は約84万編の応募があった。また、法務局・地方法務局の職員が人権擁護委員と共に学校を訪問して、子どもたちがいじめ等について考える機会をつくる「人権教室」も行っている。これらは、小・中学生に人権尊重の重要性、必要性について理解を深める良い機会となっている。

文化

アイヌ文化

82. 第1回・第2回政府報告パラグラフ177参照。

国際文化交流

83. 第1回・第2回政府報告パラグラフ178、179参照。

広報

84. 人種差別撤廃条約の主な内容については、インターネットを通じた情報提供を行い、この条約の意義、内容等の普及に努めている。第1回・第2回政府報告及び同報告に対する委員会の最終見解については、英文及び和訳の双方を外務省のホームページに掲載し、一般に公開している。また、現在作成中の政府報告及び同報告に対し出される委員会の最終見解についても同様に対応する予定である。

(注1) 第1回・第2回政府報告(パラグラフ7注3)参照。

(注2)第1回・第2回政府報告(パラグラフ7注4)参照。

(注3)外国人は、本邦入国後90日以内(本邦で出生した場合は60日以内)に居住地のある市区町村長に登録し、出国、帰化、死亡などにより登録が閉鎖される。入国後90日以内に出国する場合などには登録する必要はない。

(注4)第1回・第2回政府報告(注6)参照。

(注5)第1回・第2回政府報告(パラグラフ47注8)参照。

(了)

別添 1

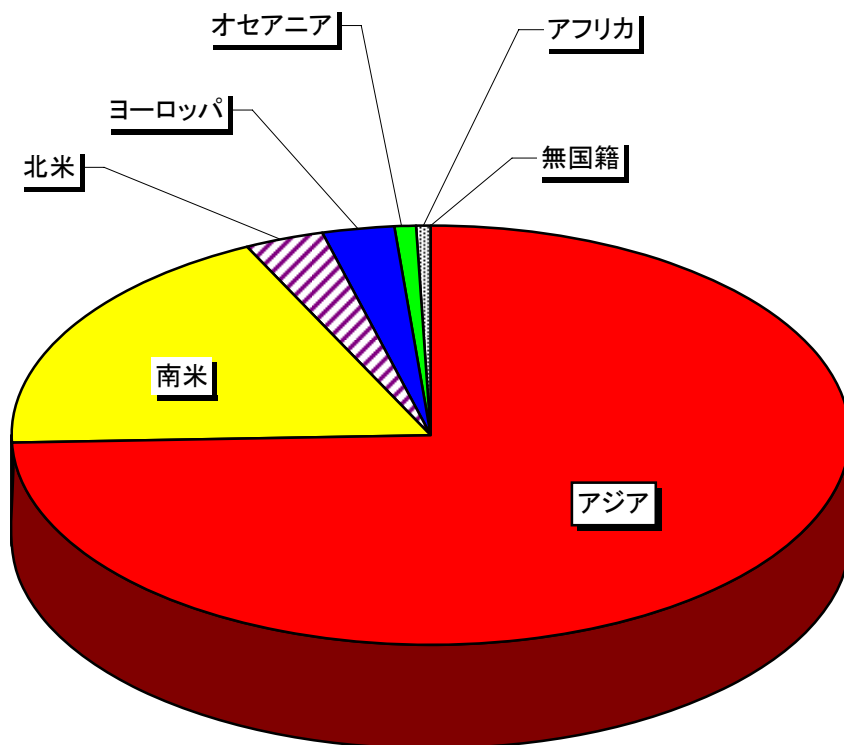
地域別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

地 域	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成19年	
						構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総 数	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	100.0	3.3
ア ジ ア	1,422,979	1,464,360	1,483,985	1,540,764	1,602,984	74.5	4.0
南 米	343,635	358,211	376,348	388,643	393,842	18.3	1.3
北 米	63,271	64,471	65,029	67,035	67,195	3.1	0.2
ヨーロッパ	57,163	58,429	58,351	59,995	60,723	2.8	1.2
オセアニア	16,076	16,131	15,606	15,763	15,191	0.7	-3.6
アフリカ	10,060	10,319	10,471	11,002	11,465	0.5	4.2
無 国 籍	1,846	1,826	1,765	1,717	1,573	0.1	-8.4

(注) 地域の分類は国連統計年鑑の分類による。

平成19年末現在における地域別の割合

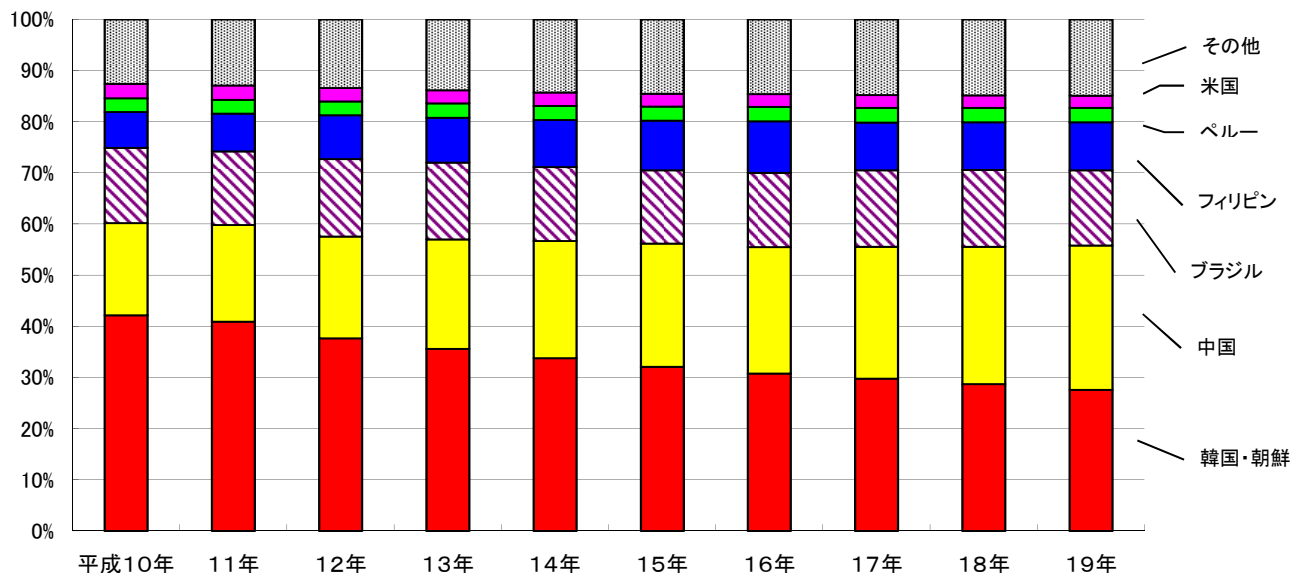


国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

（各年末現在）

国籍 (出身地)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)
総数	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973
韓国・朝鮮	645,373	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489
構成比 (%)	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	30.3	29.7	28.5
中国	252,164	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889
構成比 (%)	17.0	18.0	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8	26.9	28.2
ブラジル	233,254	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967
構成比 (%)	15.7	14.7	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3	14.5	15.0	15.0	14.7
フィリピン	93,265	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592
構成比 (%)	6.3	7.0	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3	9.3	9.4
ペルー	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721	59,696
構成比 (%)	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8
米国	43,690	42,774	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321	51,851
構成比 (%)	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4
その他	174,567	189,442	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450	321,489
構成比 (%)	11.8	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8	14.8	14.9

国籍（出身地）別構成比の推移



別添3. 被保護外国人数

年度	被保護人員 (年度平均) 人	保護率 ‰	被保護外国人数 (年度平均) 人	外国人保護率 ‰
1955(昭和30)	1,929,408	21.6	137,395	214.2
1956(昭和31)	1,775,971	19.7	109,765	172
1957(昭和32)	1,623,744	17.9	85,023	127.5
1958(昭和33)	1,627,571	17.7	81,660	120.3
1959(昭和34)	1,669,180	18.0	85,001	125.4
1960(昭和35)	1,627,509	17.4	74,548	114.6
1961(昭和36)	1,643,445	17.4	64,025	99.6
1962(昭和37)	1,674,001	17.6	59,621	92.3
1963(昭和38)	1,744,639	18.1	59,766	91.4
1964(昭和39)	1,674,661	17.2	56,542	85.4
1965(昭和40)	1,598,821	16.3	52,192	78.3
1966(昭和41)	1,570,054	15.9	49,548	74
1967(昭和42)	1,520,733	15.2	45,632	67.3
1968(昭和43)	1,449,970	14.3	40,981	59.6
1969(昭和44)	1,398,725	13.6	36,965	52.7
1970(昭和45)	1,344,306	13.0	33,301	46.8
1971(昭和46)	1,325,218	12.6	31,210	43.2
1972(昭和47)	1,349,000	12.7	30,873	41.9
1973(昭和48)	1,345,549	12.4	29,469	39.8
1974(昭和49)	1,312,339	11.9	28,984	38.8
1975(昭和50)	1,349,230	12.1	30,539	40.7
1976(昭和51)	1,358,316	12.0	32,163	42.5
1977(昭和52)	1,393,128	12.2	33,703	44.2
1978(昭和53)	1,428,261	12.4	34,540	45
1979(昭和54)	1,430,488	12.3	35,051	45.2
1980(昭和55)	1,426,984	12.2	35,752	45.7
1981(昭和56)	1,439,226	12.2	37,143	46.8
1982(昭和57)	1,457,383	12.3	38,126	47.5
1983(昭和58)	1,468,245	12.3	38,490	46.9
1984(昭和59)	1,469,457	12.2	38,600	46.2
1985(昭和60)	1,431,117	11.8	38,844	45.7
1986(昭和61)	1,348,163	11.1	38,233	44.1
1987(昭和62)	1,266,126	10.4	37,615	42.5
1988(昭和63)	1,176,258	9.6	36,315	38.6
1989(平成元)	1,099,520	8.9	34,430	35
1990(平成2)	1,014,842	8.2	31,615	29.4
1991(平成3)	946,374	7.6	29,850	24.5
1992(平成4)	898,499	7.2	28,484	22.2
1993(平成5)	883,112	7.1	28,114	21.3
1994(平成6)	884,912	7.1	28,251	20.9
1995(平成7)	882,229	7.0	28,237	20.7
1996(平成8)	887,450	7.1	28,530	20.2
1997(平成9)	905,589	7.2	28,788	19.4
1998(平成10)	946,994	7.5	29,625	19.6
1999(平成11)	1,004,472	7.9	30,841	19.8
2000(平成12)	1,072,241	8.4	32,858	19.5
2001(平成13)	1,148,088	9.0	35,138	19.8
2002(平成14)	1,242,723	9.8	38,391	20.7
2003(平成15)	1,344,327	10.5	41,980	21.9
2004(平成16)	1,423,388	11.1	44,960	22.8
2005(平成17)	1,475,838	11.6	46,953	23.3
2006(平成18)	1,513,892	11.8	48,418	23.2

(注)

1. 被保護人員には被保護外国人数を含む。
2. 昭和48年度以降は沖縄県を含む。
3. 保護率は、各年10月1日現在推計人口(総務省)に対する被保護人員の割合。
4. 被保護外国人数は、昭和32年度は昭和32年6月から昭和33年3月までの1ヵ月平均である。
5. 外国人保護率は、外国人登録法による外国人登録人員(昭和59年度までは年度末現在、昭和60年度以降は各年12月末現在)に対する被保護外国人数の割合。
6. 被保護外国人数には、世帯主以外の世帯人員が日本国籍を有している場合を含む。